

電子標的設置義務のルール上の明記について

競技運営委員会

標記に関連する諸規程について以下のとおり改訂する。

I. 電子標的を必須とするルール上の規制整備

1. ライフル射撃場の公認に関する規程

①平成 27 年 4 月からの改訂案

「第 7 条（標的交換等の機能）

ビーム・ライフル射場を除き、公認を受けようとする第 1 種、第 2 種射撃場は公益社団法人日本ライフル射撃協会「検定基準」に定める電子標的を設備していなければならない。

なお、電子標的を設備する場合は 50m と 10m の両方に設備すること。

また、得点順位計算発表についてはコンピュータネットワークで即座に処理できるプログラムの導入を強く推奨する。」

と改訂する。

②（参考）平成 24 年 9 月の改訂

「第 7 条（標的交換等の機能）

ビーム・ライフル射場を除き、公認を受けようとする第 1 種、第 2 種射撃場は社団法人日本ライフル射撃協会「検定基準」に定める電子標的または標的装置を設備していなければならない。

なお、電子標的を設備する場合は 50m と 10m の両方に設備すること。

また、得点順位計算発表についてはコンピュータネットワークで即座に処理できるプログラムの導入を強く推奨する。」

と改訂した。

⇒紙でやむをえない県を救済する逃げ道を規定上残していた。

2. 国民体育大会施設基準

①ライフル射撃（改訂案）

基準：AR26 的以上、SB24 的以上、P18 的以上、光線銃 13 的以上

適要：2 会場以上に分かれてもよい。AR、SB とも電子標的装置を用いなければならない。

⇒紙でやむをえない県を救済する逃げ道を残さない。（日体協と調整中）

②（参考・従来）ライフル射撃

基準：AR26 的、SB24 的、P18 的、光線銃 13 的

適要：2会場以上に分かれてもよい。AR、SBとも電子標的装置とすることが望ましい。

### 3. 公認競技会の格付け規程

⇒特に電子標的を必須とする、あるいはファイナル実施を義務付ける規程はない。

### 4. ISSF ルール

6. 3. 1 標的の全般的必要条件

6. 3. 1. 1 ISSF 選手権大会のライフルおよびピストル種目で用いられる標的は電子標的 (EST) または紙標的である。

3. 5. 1. 4 オリンピック大会の本選およびファイナル、世界選手権、ワールドカップのファイナル競技は ISSF に承認された電子標的を用いて行わなければならない。

とされている。

いっぽう、電子標的の普及、国内での25mも含めたファイナル競技の実施拡大は、協会としての重点課題であり、国内適用ルール、公認競技会格付け規程においても、電子標的導入を促進しファイナル競技の実施も増やせるように、一部改訂を進めたい。

国内規程でファイナル競技は電子必須とルールで定め、さらにG3+以上の大会はファイナル競技必須とする文章化をしたい。設備的に不可能な場所については、その大会のTDがルールおよび要綱での変更を実施して逃げ道を設ける。これによりJSCに電子標的の投資申請する際に、根拠となる電子必須のルール書面が示せるのではないかと考える。

### 5. GTR 国内適用ルールの変更案

6. 3. 1 標的の全般的必要条件

6. 3. 1. 1 公認競技会の格付け規程に基づくグレード1、2および3の国内競技会のライフルおよびピストル種目で用いられる標的は電子標的 (EST) とする。それ以外の国内競技会においては、電子標的 (EST) または紙標的が用いられる。また、国内競技会でのライフルおよびピストルのオリンピック実施種目のファイナルについては電子標的が用いられなければならない。

(国内適用ルールに新規条文を追加)

### 6. 公認競技会の格付け☆条文追加

(グレードとファイナルの実施)

第6条 グレード1、2および格上3の競技会で、ライフルおよびピストルのオリンピック種目の競技を行う場合は、当該大会のTDが実施不可能と判断する場合を除き、必ずファイナルを実施しなければならない。

☆以降の条文の番号は+1に訂正。

以上

【H-ライフル協会】 年少射撃資格の認定に関する推薦

年少射撃資格の認定に関する推薦基準要綱（改訂）

1. 趣旨

この要綱は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第9条の13第1項の推薦に必要な基準等を定めるものである。

2. 推薦の数

満10歳以上満14歳未満の者に対する推薦は、全国で100人を超えない範囲内の者について行なうものとする。

3. 推薦基準

次の各号にすべてに該当する者で、日本ライフル射撃協会が適当であると認めた者について行なうものとする。

- (1) 満10歳以上18歳未満の者
- (2) 親権者または後見人の承諾を得た者で、空気銃（空気けん銃を含む。）を標的射撃以外に使用しない旨を誓約した者
- (3) 日本ライフル射撃協会の会員（正会員、普通会員）（満10歳以上満14歳未満の者においては、継続して3ヶ月以上会員である者に限る。）
- (4) 空気銃（空気けん銃を除く。以下同じ。）の場合は国民体育大会の空気銃射撃競技、空気けん銃の場合は国際的な規模で開催される政令で定める運動競技会（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第3条第1項各号に掲げる運動競技会をいう。）の空気けん銃射撃競技に参加する選手またはその候補者と認められた者
- (5) 法第4条第1項第5号の2の規定により許可を受けた射撃指導員から指導を受けることができる者、または当該射撃指導員の確保が見込まれる者
- (6) 日本ライフル射撃協会が主催または指定するライフル射撃に関する講習会において所定の講習課程を修了した者
- (7) 日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県ライフル射撃協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体（以下単に「加盟団体」という。）が主催して行なう運動競技会を含む。）の空気銃射撃競技または空気けん銃射撃競技に年2回以上参加し得る者
- (8) 日本ライフル射撃協会段級審査規程で定めるビーム・ライフル立射、肘射もしくは自由姿

勢またはビーム・ピストル立射で、段級位が7級以上のものがあるか、またはそれと同等以上と認められる技能を有する者

(9) 誓約事項を遵守し得ると認められる者

(10) 満10歳以上14歳未満の者については、日本ライフル射撃協会の加盟団体で、都道府県を代表する射撃スポーツ競技団体（以下「都道府県ライフル協会」という。）の推薦委員が実施する性格検査および面接並びに指導担当者等の関係者からの聴取の結果を踏まえ、射撃指導員の指導の下、空気銃または空気けん銃を適切に取り扱う能力を有すると認められた者

#### 4. 推薦の手続

(1) 年少射撃資格の認定を受けようとする者は、年少射撃資格の認定に関する推薦申請書（様式第1号。以下「推薦申請書」という。）2通に所定の事項を記載し、年少射撃資格の認定に関する申請者誓約書（様式第9号）および年少射撃資格の認定に関する親権者承諾書（様式第10号）を添付の上、都道府県ライフル協会に提出する。ただし、加盟団体の会員であって申請者の住所地を管轄する都道府県ライフル協会の会員でない者が申請を行なう場合は、推薦申請書および添付書類を当該加盟団体を通じて当該都道府県ライフル協会に提出するものとする。

(2) 都道府県ライフル協会は、推薦申請書を提出した者について、推薦基準に適合するかどうかを審査し、適合する者と判定した場合は、その者についての年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書（様式第2号）1通を作成し、推薦申請書1通と共に日本ライフル射撃協会に提出する。

(3) 日本ライフル射撃協会は、推薦委員会で審査の上、申請者が推薦基準に適合すると認定した場合は、その者についての年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書（様式第3-1号または様式第3-2号）1通を作成し、次のとおり提出する。

① 空気けん銃の場合は、日本体育協会に提出する。

② 空気銃の場合は、申請者の住所地の所在する都道府県における日本体育協会の加盟地方団体（以下「都道府県体育協会」という。）に提出する。

(4) 日本体育協会または都道府県体育協会は、日本ライフル射撃協会から推薦を依頼された者について、法第9条の13第1項の推薦に係る銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第15号の推薦書（様式第4-1号または様式第4-2号）を次のとおり作成する。

① 空気けん銃の場合は、日本体育協会は、推薦書正副各1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。日本ライフル射撃協会は、推薦書の写し1通を作成した後、推薦書正本1通および写しを都道府県ライフル協会に送付する。

② 空気銃の場合は、都道府県体育協会は、推薦書正本1通および写し1通を作成し、都道府県ライフル協会に交付する。

(5) 都道府県ライフル協会は、推薦書正本を申請者に交付し、その写しを保管する。

(6) 推薦書は空気銃または空気けん銃に係る推薦ごとに1通とし、推薦を受けた者がこれを都道

府県公安委員会への申請書に添付できる期間は1年とする。

## 5. 推薦の取り消し

日本体育協会または都道府県体育協会は、自らが行なった推薦により年少射撃資格の認定を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、日本ライフル射撃協会の取り消し依頼に基づき推薦を取り消すものとする。

- ① 日本ライフル射撃協会の会員でなくなったとき
- ② 誓約事項に違反したとき
- ③ 法第4条第1項第5号の2の規定により許可を受けた射撃指導員から指導を受ける見込みがなくなったとき
- ④ 正当な理由なく、日本体育協会または日本ライフル射撃協会が主催して行なう運動競技会（都道府県ライフル協会等の日本ライフル射撃協会の加盟団体が主催して行なう運動競技会を含む。）の空気銃射撃競技または空気けん銃射撃競技に年2回以上参加しなかったとき
- ⑤ その他、日本ライフル射撃協会の会員としてふさわしくない行為があったとき

## 6. 取り消しの手続

- (1) 日本ライフル射撃協会の理事または都道府県ライフル協会は、日本体育協会または都道府県体育協会の推薦により年少射撃資格の認定を受けている者が取り消しの基準に該当するにいたったと認めるときは、推薦取消上申書（様式第5号）1通を作成し、日本ライフル射撃協会に送付する。
- (2) 推薦取消上申書を受けた日本ライフル射撃協会は、その者について推薦委員会（注1）で審査の上、取り消しの基準に該当すると認めたときは、推薦取消依頼書（様式第6-1号または様式第6-2号）1通を作成し、空気けん銃に係る推薦に関するものは日本体育協会に、空気銃に係る推薦に関するものは都道府県体育協会に提出する。
- (3) 日本体育協会または都道府県体育協会は、推薦取消依頼書に基づき推薦取消書（様式第7-1号または様式第7-2号）正本1通並びに推薦取消通知書（様式第8-1号または様式第8-2号）正本1通および写し1通を作成し、日本ライフル射撃協会に交付する。
- (4) 日本ライフル射撃協会は、推薦取消書正本を被取消者に交付するとともに、推薦取消通知書正本を被取消者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に送付し、その写しを年少射撃資格の認定に関する推薦依頼書を発行した都道府県ライフル協会に交付する。

### 附則

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
2. 推薦の数は、この要綱の施行後2年を目途として、競技力強化の観点から、施行状況を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行うものとする。

注1) 推薦取消の審査機関を従来の理事会から推薦委員会とする改訂については、本基準要綱である

「H-ライフル 年少射撃資格の認定に関する推薦基準要綱」に加え下記の（公社）ライフル射撃協会  
が関わる全ての推薦基準要綱について同様に改訂を行なう。

☆推薦取消審議を理事会から推薦委員会とする改訂

- ・ A-ライフル ライフル銃の所持に関する推薦基準要綱
- ・ B-ライフル 低年者のライフル銃の所持に関する推薦基準要綱
- ・ C-ライフル 低年者の空気銃の所持に関する推薦基準要綱
- ・ D-ライフル 装薬けん銃の所持に関する推薦基準要綱
- ・ E-ライフル 空気けん銃の所持に関する推薦基準要綱
- ・ F-ライフル 定年者の空気けん銃の所持に関する推薦基準要綱
- ・ G-ライフル 年少射撃資格者の指導用の空気けん銃の所持に関する推薦要綱
- ・ H-ライフル 年少射撃資格の認定に関する推薦基準要綱（上記）
- ・ I-ライフル ライフル銃の技能講習の免除に関する推薦基準要綱
- ・ J-ライフル 低年者の射撃指導員の指定に関する推薦基準要綱

以上

## 競技記録公認規程（改訂案・附則、別表 1 種目追加）

本規程は、競技会において作られる日本記録、国内最高記録を含む記録の公認について定める。記録の公認は、段級、推薦等の基本となる事項である。

（記録の公認）

第 1 条 社団法人日本ライフル射撃協会（以下協会という）は、この規定により日本国内に於けるライフル射撃競技の記録を公認する。

### ☆中略☆

（附 則）

第 9 条 本規程の改廃は、理事会にて行う。

1. 本規定は昭和 42 年 5 月 3 日施行
2. 昭和 44 年 6 月 22 日改正
3. 昭和 46 年 10 月 25 日改正
4. 昭和 47 年 6 月 24 日改正
5. 昭和 57 年 4 月 1 日改正
6. 昭和 59 年 6 月 22 日改正
7. 平成元年 4 月 1 日改正
8. 平成 13 年 10 月 20 日改正
9. 平成 20 年 10 月 25 日改正
10. 平成 21 年 5 月 30 日改正され、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。
11. 別表 1,2 は、平成 22 年 2 月 27 日改正され、平成 22 年 2 月 27 日より施行する。
12. 別表 1,2 は、平成 23 年 2 月 26 日改正され、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
13. 平成 23 年 11 月 26 日改正され、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。
14. 別表 2 は、平成 24 年 2 月 25 日改正され、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
15. 平成 26 年 2 月 22 日改正され、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
16. 平成 27 年 2 月 21 日改正され、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

別表1 記録公認の対象種目(20150401改訂案)

区 分		種 目	射距離	備考
ライフル ・ 男子	ビックボア・ライフル	3×40M、3×20M、 3×20Mスタンダード、 P60M、P40、P20、 F40、F20	300m、 150m、 100m、 50m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、委託による標的射撃を含む。
	スモールボア・ライフル	3×40M、3×20M、K20M、 P60M、P40、P20、F40、F20	50m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、委託による標的射撃を含む。
	エア・ライフル	S60M、3×20M、P60M	10m	
	ビーム・ライフル	BR S60M、BR S30M、 <u>BR T60M</u> 、BR F20	10m	1.F20は、委託による標的射撃を含む。
ライフル ・ 女子	ビックボア・ライフル	3×20W、P60W、P40、P20、 F40、F20	300m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、委託による標的射撃を含む。
	スモールボア・ライフル	3×20W、P60W、P40、P20、 F40、F20	50m	1.スコープ付を含む。 2.F40、F20は、委託による標的射撃を含む。
	エア・ライフル	S40W、3×20W、P60W、P40W	10m	
	ビーム・ライフル	BR S40W、BR S20W、BR T60W、BR F20	10m	<u>1.F20は、委託による標的射撃を含む。</u>
ピストル ・ 男子	50mピストル	50mピストルM	50m	
	ラピッド・ファイア・ピストル	RFP60M	25m	
	センター・ファイア・ピストル	CP60M、CP30M	25m	
	スタンダード・ピストル	SP60M	25m	
	エア・ピストル	AP60M	10m	
	ビーム・ピストル	BP40M、BPF20	10m	
ピストル ・女子	25mピストル	25mピストルW	25m	
	エア・ピストル	AP40W	10m	
	ビーム・ピストル	BP40W、BPF20	10m	
ハンドライフル	ハンドライフル	HR40	10m	
前装銃	長筒	立射10発、膝射10発	50m	
	侍筒	侍筒10発	50m	
	短筒	短筒10発	25m	

注1) 表中の、F40、F20(委託による標的射撃を含む)は、委託台を使用しての40発、20発競技を含む。ただし、いわゆるベンチレスト射撃(集弾の大きさを競うもの)は含まない。

(以下別表2、提出様式等については改訂なし。記載省略)

＜付表6＞ビーム・ライフル関係段級審査得点基準表(消費税込) (150401改訂案)

150222審判講習会

種目 段級位	BRS60		BRS40		BRT60		BRF20		検定料		備考	登録料(日ラへ)		加盟団体 事務委託料
	小数点	小数点	小数点	小数点	小数点	小数点	小数点	生徒	生徒	生徒				
6 段	585	608.0	390	406.0	596	620.0			6,000	6,000	G1、G2大会のみ受験可	6,000	6,000	0
5 段	580	603.0	387	402.0	593	617.0			5,000	5,000	G1、G2大会のみ受験可	5,000	5,000	0
4 段	570	593.0	380	395.0	590	614.0			4,000	4,000	全ての公認大会で受験可	3,000	3,000	1,000
3 段	550	572.0	367	382.0	585	608.0			3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
2 段	530	551.0	354	368.0	578	601.0			3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
初 段	510	530.0	340	354.0	570	593.0			3,000	1,500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	2,000	500	1,000
1 級	490	510.0	327	340.0	555	577.0	187	194.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
2 級	440	458.0	294	306.0	540	562.0	182	189.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
3 級	390	406.0	260	270.0	525	546.0	177	184.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
4 級	340	354.0	227	236.0	510	530.0	170	177.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
5 級	290	302.0	194	202.0	480	499.0	160	166.0	2,000	1,000	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	1,500	500	500
6 級	240	250.0	160	166.0	450	468.0	150	156.0	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500
7 級	190	198.0	127	132.0	398	414.0	140	146.0	1,000	500	全ての公認大会、 加盟団体段級審査会で受験可	500	0	500

注1)小数点表示の競技会においては、小数点の得点基準表のみが適用される。

注2)BRF20については年少射撃資格の認定に関する推薦基準に相当する技能水準として使用し、段級位認定の対象とはしない。

＜付表1＞ 段級位の区分及び種目

150222審判講習会資料5

ライフル関係				ピストル関係			前装銃(種子島)関係	
区分	種目	区分	種目	区分	種目	区分	種目	
BB	3×40	SB	3×40	BR	S60	50mPISTO L	立射	
	3×20		P60		S40		RFP	膝射
	P60	P60	T60		SP	侍筒		
	P40	S40	(F20)		25mPW	短筒		
1. 射距離:300,150,100	2. スコア付を含む。 (スコア付きと記載)	1. スコア付を含む。 (スコア付きと記載)			CP	60		
					AP	60		
					HR	40		
					BP	40		
			1. 自由姿勢F20については、年少射撃資格の認定に関する推薦基準として、1級から7級相当の技能と判断する基準として表に記載す。段級位の対象とはしない。					

※段級区分において、他の区分の種目を受験する場合は、級位にあっては同級より直接受験することができるが、段位にあっては初段からの受験とする。  
 ※同一区分内の他の種目を受験する場合は1段級上位より受験することが出来る。